

第1号議案

平成27年広島県議会12月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成27年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成27年12月1日

広島県教育委員会教育長 下崎邦明

1 提案される議案

- (1) 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案 P1～7
- (2) 工事請負契約の変更について
 - ア 広島県立府中高等学校校舎（26号棟）改築工事 P8～11
 - イ 広島県立福山誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事 P12～15
 - ウ 広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）改築その他工事 P16～19
- (3) 権利の放棄について P20～28
- (4) 公の施設の指定管理者の指定について P29～32

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

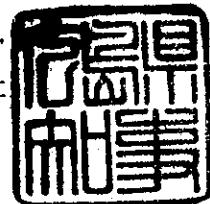
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成 27 年 11 月 18 日

広島県教育委員会様

廣 島 県 知 事



広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部
を改正する条例の制定について（照会）

別紙のとおり、広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定によって、貴教育委員会の意見を求めます。

県第 号議案

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

平成二十七年十二月一日

広島県知事 湯崎英彦

広島県教育委員会の事務を市町が
処理する特例を定める条例の一部
を改正する条例案

広島県教育委員会の事務を市町が
処理する特例を定める条例の一部
を改正する条例

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十二年広島県条例第
十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表の第一号及び第二号中「東広島市」の下に「廿日市市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる市町を追加するため、この条例案を提出する。

(県第
号議案)

広島県教育委員会の事務を市町が
処理する特例を定める条例の一部
を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる市町を追加するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

教育委員会の権限に属する次の表の上欄に掲げる事務を処理する特例の対象となる市町として、同表の下欄に掲げる市町を追加する。

事務	対象市町
文化財保護法に基づく事務のうち、埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受付、指示及び命令等	廿日市市

三 施行期日

平成二十八年四月一日

四 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十二年広島県条例第十三号）新旧対照表

改正後

(市町が処理する事務の範囲等)

第一条の二 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

事務	市町
一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	広島市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（広島市については(1)（法第九十三条第一項において準用する場合を除く。）、(2)、(4)から(7)まで及び(13)から(16)までに掲げる事務に限り、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市及び安芸高田市については(1)から(16)まで及び他の市町に掲げる事務に限り、府中町、海田町、熊野町、坂町、
(1) 法第九十二条第一項（法第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付	
(2) 法第九十二条第一項の規定による発掘に関する指示及び命令	
(3) 法第九十三条第二項の規定による発掘に関する指示	
(4) 法第九十四条第一項の規定による通知の受付	
(5) 法第九十四条第二項の規定による協議を求めるべき旨の通知	
(6) 法第九十四条第三項の規定による事業計画の策定等に関する協議	
(7) 法第九十四条第四項の規定による埋蔵文化財の保護に関する勧告	
(8) 法第九十六条第一項の規定による届出の受付	
(9) 法第九十六条第二項又は第七項の規定による行為の停止又は禁止の命令	
(10) 法第九十六条第三項の規定による意見の聴取	
(11) 法第九十六条第五項又は第七項の規定による期間の延長	
(12) 法第九十六条第八項の規定による遺跡の保護に	

改正前

(市町が処理する事務の範囲等)

第一条の二 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

事務	市町
一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	広島市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（広島市については(1)（法第九十三条第一項において準用する場合を除く。）、(2)、(4)から(7)まで及び(13)から(16)までに掲げる事務に限り、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市及び安芸高田市については(1)から(16)まで及び他の市町に掲げる事務に限り、府中町、海田町、熊野町、坂町、
(1) 法第九十二条第一項（法第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付	
(2) 法第九十二条第一項の規定による発掘に関する指示及び命令	
(3) 法第九十三条第二項の規定による発掘に関する指示	
(4) 法第九十四条第一項の規定による通知の受付	
(5) 法第九十四条第二項の規定による協議を求めるべき旨の通知	
(6) 法第九十四条第三項の規定による事業計画の策定等に関する協議	
(7) 法第九十四条第四項の規定による埋蔵文化財の保護に関する勧告	
(8) 法第九十六条第一項の規定による届出の受付	
(9) 法第九十六条第二項又は第七項の規定による行為の停止又は禁止の命令	
(10) 法第九十六条第三項の規定による意見の聴取	
(11) 法第九十六条第五項又は第七項の規定による期間の延長	
(12) 法第九十六条第八項の規定による遺跡の保護に	

改正後

関する指示

- (13) 法第九十七条第一項の規定による通知の受付
 (14) 法第九十七条第二項の規定による協議を求めるべき旨の通知

- (15) 法第九十七条第三項の規定による協議を求めるべき旨の通知
 (16) 法第九十七条第三項の規定による遺跡の調査、保存等に関する協議

- (17) 法第一百二十五条第四項の規定による遺跡の調査、保存等に関する協議

- (18) 法第一百二十五条第三項の規定において準用する法第四十三条第三項の規定による指示

- (19) 法第一百二十五条第三項の規定において準用する法第四十三条第四項の規定による行為の停止命令又は許可の取消し

- (20) 法第一百三十条の規定による調査

- (21) 法第一百三十一条第一項の規定による調査のため必要な措置の施行

- (22) 法第一百八十四条第四項の規定による損失の補償及び同条第五項の規定による補償額の決定

(略)

- 三 第一号(2)、(9)及び(19)に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与

町、坂町、安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については(17)から(22)までは(17)から(22)までに掲げる事務に限る。)
町、坂町、安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については(17)から(22)までは(17)から(22)までに掲げる事務に限る。)
市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及
市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及

改正前

関する指示

- (13) 法第九十七条第一項の規定による通知の受付
 (14) 法第九十七条第二項の規定による協議を求めるべき旨の通知
 (15) 法第九十七条第三項の規定による遺跡の調査、保存等に関する協議

- (16) 法第一百二十五条第三項の規定による遺跡の調査、保存等に関する協議

- (17) 法第一百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可

- (18) 法第一百二十五条第三項の規定において準用する法第四十三条第三項の規定による指示

- (19) 法第一百二十五条第三項の規定において準用する法第四十三条第四項の規定による行為の停止命令又は許可の取消し

- (20) 法第一百三十条の規定による調査

- (21) 法第一百三十一条第一項の規定による調査のため必要な措置の施行

- (22) 法第一百八十四条第四項の規定による損失の補償及び同条第五項の規定による補償額の決定

(略)

- 三 第一号(2)、(9)及び(19)に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与

安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については(17)から(22)までは(17)から(22)までに掲げる事務に限る。)
安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については(17)から(22)までは(17)から(22)までに掲げる事務に限る。)
市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及
市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及

改正後

び神石高原町(広島市については第一号(2)に係るものに限り、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市及び安芸高田市については同号(2)及び(9)に係るものに限り、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については同号(19)に係るものに限る。)

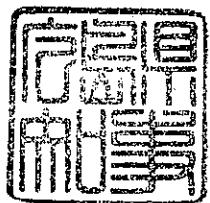
改正前

高原町(広島市については第一号(2)に係るものに限り、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市及び安芸高田市については同号(2)及び(9)に係るものに限り、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については同号(19)に係るものに限る。)

平成 27 年 11 月 5 日

教育委員会様

知事
(都市計画課)



議案に対する意見について（照会）

別紙のとおり、広島県立府中高等学校校舎（26号棟）改築工事の請負契約の請負金額を変更することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

県第〇〇号議案

工事請負契約の変更について

平成二十六年県第九十号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立府中高等学校校舎（二十六号棟）改築工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

平成二十七年十一月〇日提出

広島県知事 湯崎英彦

「三 請負金額 五八二、九八四、〇〇〇円」を「三 請負金額 六一六、〇七四、一
一〇円」に改める。

(提案理由)

平成二十六年県第九十号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立府中高等学校校舎（二十六号棟）改築工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

(県第〇〇号議案)

工事請負契約の変更について

(都市計画課)

一 変更の理由

平成二十六年県第九十号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立府中高等学校校舎（二十六号棟）改築工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じた。

二 変更の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額	増加理由
九五八二、〇〇〇円	〇六一六、一〇〇円	〇九〇、一〇〇円	請負契約約款の規定に基づき設計金額を変更する必要が生じたため

三 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格五億円以上の工事又は製造の請負とする。

四 参考

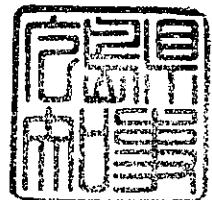
平成二十六年県第九十号議案の内容

- 1 工事名 広島県立府中高等学校校舎（二十六号棟）改築工事
2 工事場所 府中市出口町
3 請負金額 五八二、九八四、〇〇〇円
4 請負者 福山市明神町一丁目五番四一号
株式会社 武田組
福山市地吹町一八番一六号
占部建設工業株式会社
5 工期 議決の日（平成二十六年十月三日）の翌日から
平成二十八年一月二十六日まで

平成 27 年 11 月 5 日

教育委員会様

知事
(都市計画課)



議案に対する意見について（照会）

別紙のとおり、広島県立福山誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事の請負契約の請負金額を変更することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

県第〇〇号議案

工事請負契約の変更について

平成二十六年県第百十八号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立福山誠之館高等学校校舎（二号棟）改築工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

平成二十七年十二月〇日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

「三 請負金額 八一二、三四八、〇〇〇円」を「三 請負金額 八六三、四六三、一四〇円」に改める。

(提案理由)

平成二十六年県第百十八号議案により契約を締結するとしていて議決を得た広島県立福山誠之館高等学校校舎（二号棟）改築工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

(県第〇〇号議案)

工事請負契約の変更について

(都市計画課)

一 変更の理由

平成二十六年県第百十八号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立福山誠之館高等学校校舎（二号棟）改築工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じた。

二 変更の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額	増加理由
三八二三、三四八、〇〇円	四六三、一四〇円	一五〇、一五、一四〇円	請負契約約款の規定に基づき設計金額を変更する必要が生じたため

三 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格五億円以上の工事又は製造の請負とする。

四 参考

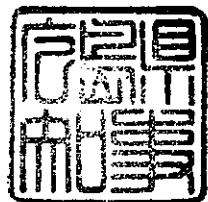
平成二十六年県第百十八号議案の内容

- 1 工事名 広島県立福山誠之館高等学校校舎（二号棟）改築工事
2 工事場所 福山市木之庄町六丁目
3 請負金額 八二三、三四八、〇〇円
4 請負者 福山市若松町八番四号
大和建設株式会社
福山市駅家町万能倉一九五番一
三島産業株式会社
5 工期 議決の日（平成二十六年十一月十七日）の翌日から
平成二十八年三月十八日まで

平成 27 年 11 月 17 日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(都市計画課)



議案に対する意見について（照会）

別紙のとおり、広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）改築その他工事の請負契約の請負金額を変更することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

県第〇〇号議案

工事請負契約の変更について

平成二十六年県第百二十号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立福山商業高等学校校舎（一号棟）改築その他工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

平成二十七年十一月〇日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

「三 請負金額 七一九、二八〇、〇〇〇円」を「三 請負金額 七六九、三三一、五二〇円」に改める。

(提案理由)

平成二十六年県第百一十号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県立福山商業高等学校校舎（一号棟）改築その他工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

(県第〇〇号議案)

工事請負契約の変更について

(都市計画課)

一 変更の理由

平成二十六年県第百二十号議案により契約を締結することについて議決を得た。広島県立福山商業高等学校校舎（一号棟）改築その他工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じた。

二 変更の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額	増加理由
二七一九、 〇〇〇円	三三一、 五二〇円	〇五〇、 五一、 五二〇円	請負契約約款の規定に基づき設計金額を変更する必要が生じたため

三 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格五億円以上の工事又は製造の請負とする。

四 参考

平成二十六年県第百二十号議案の内容

- 1 工事名 広島県立福山商業高等学校校舎（一号棟）改築その他工事
2 工事場所 福山市水呑町
3 請負金額 七一九、二八〇、〇〇〇円
4 請負者 福山市地吹町一八番一六号
　　占部建設工業株式会社
　　福山市饅町二丁目二番二二二号
　　山崎建設株式会社
5 工期 議決の日（平成二十六年十二月十七日）の翌日から
　　平成二十八年三月十八日まで

業務委託契約の解除に伴う違約金に係る権利の放棄について

平成 27 年 12 月 1 日
管 理 部 総 務 課

1 要旨

業務委託契約解除に伴う違約金について、債務者の破産手続廃止等により事実上回収不能となったことから、当該権利を放棄することとする。

2 放棄する権利

平成 25 年度及び平成 26 年度の業務委託契約の解除に伴う違約金

平成 25 年度	債 権 額	5 4 3, 1 7 8 円
	債 務 者	株式会社丸之内ファシリティ
	契 約 業 務	<ul style="list-style-type: none">・教職員公舎給水設備保守点検業務（福山地区）・福山少年自然の家昇降機保守点検業務・福山少年自然の家消防用設備等保守点検・歴史博物館昇降機保守点検業務・因島高等学校昇降機保守業務・忠海高等学校昇降機保守点検業務・松永高等学校昇降機保守点検業務・尾道特別支援学校昇降機保守点検業務・尾道特別支援学校しまなみ分校昇降機保守点検業務・福山特別支援学校昇降機保守点検業務・三原特別支援学校昇降機保守点検業務
	権利放棄理由	破産手続廃止により破産手続が終了し、回収不能となつたため。
平成 26 年度	債 権 額	3 1 2, 6 3 8 円
	債 務 者	美装センター株式会社
	契 約 業 務	福山少年自然の家庁舎総合管理業務
	権利放棄理由	破産手続において配当がないことが確定したため。

3 その他

他部局においても、(株)丸之内ファシリティ及び美装センター(株)を債務者とする契約解除に伴う違約金の権利放棄について、平成 27 年広島県議会 12 月定例会に提案する。

県全体の債権額

平成 25 年度 (株)丸之内ファシリティに係るもの) 4, 3 0 2, 9 4 6 円

平成 26 年度 (美装センター(株)に係るもの) 1, 3 7 7, 4 8 9 円

平成 27 年 11 月 24 日

広島県教育委員会様

広 島 県 知 事



議案に対する意見聴取について（照会）

広島県議会平成 27 年 12 月定例会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求める。

権利の放棄について

[教育委員会関係分]

- ・ 業務委託契約の解除に伴う違約金
- ・ 高等学校授業料
- ・ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金

県第百十号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

平成二十七年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者である法人の破産手続廃止の決定又は債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区分	分	調定年度	債権額
県公金貸付料		平成二一年度	五、五六六円
業務委託契約の解除に伴う違約金		平成二二年度	四、三〇一、九四六円
母子福祉資金貸付元利金	平成七年度	平成二六年度	一、三七七、四八九円
	平成八年度	平成二七年度	九、六〇〇円
	平成九年度	平成二三年度	二五、二〇〇円
	平成一二年度	平成二四年度	一一、六〇〇円
	平成二三年度	平成二五年度	九、六〇〇円
	平成二四年度	平成二六年年度	六四、七九五円
	平成二五年度	平成二七年年度	八二、五五二円
	平成二六年年度	平成二八年年度	五四、七一四円
	平成二七年年度	平成二九年年度	一四、七八〇円
	平成二八年年度	平成二〇〇〇年	八一、二九〇円
母子福祉資金貸付違約金	平成二〇〇〇年	平成二〇〇〇年	八八、六八〇円
	平成二一年度	平成二〇〇〇年	二三、一七〇円
	平成二二年度	平成二〇〇〇年	三〇八、一〇〇円
	平成二三年度	平成二〇〇〇年	四一、六〇〇円
	平成二六年度	平成二〇〇〇年	一、〇〇〇円
中小企業近代化資金貸付違約金	平成九年年度	平成二〇〇〇年	九〇〇円
	平成九年年度	平成二〇〇〇年	三五九、七〇〇円

県立病院使用料及び手数料	平成一七年 度	七三〇、八四〇円
	平成一六年 度	三、四六〇、九八〇円
	平成一五年 度	五一〇、七三四円
	平成一四年 度	八四九、五六〇円
	平成一三年 度	六六、九八〇円
	平成一二年 度	七一四、三九〇円
	平成一一年 度	四四、二三〇円
	平成一〇年 度	四〇、七七六円
	平成九年度	一八、二八〇円
	平成一〇年 度	四、八〇〇円
県立病院使用料及び手数料	平成一一年 度	一、五〇〇円
	平成一一二年 度	四四、七〇〇円
	平成一一三年 度	七五、五〇〇円
	平成一一四年 度	一、〇四〇、六六〇円
	平成一一五年 度	一、三三七、九七〇円
	平成一一六年 度	七七八、九五〇円
	平成一一七年 度	八〇一、五八〇円
	平成一一八年 度	一六七、〇五〇円
	平成一一九年 度	四八四、七〇〇円
	平成一一〇年 度	六一八、八〇〇円
県立病院使用料及び手数料	昭和六一年 度	六一九、〇〇円
	昭和六二年 度	四八二、四〇〇円
	昭和六三年 度	一〇六、一〇〇円
	昭和六四年 度	三三九、二二〇円
	昭和六五年 度	四七一、一一〇円
	昭和六六年 度	三四六、八〇〇円
	昭和六七年 度	一三四、九三三円
	昭和六八年 度	一、四二一、〇〇〇円
	昭和六九年 度	平成二一年度
	昭和五四年 度	平成二一年度

高等學校授業料 高等學校定期制課程及通信制課程修学奨励金貸付元金	平成二十七年度	七、〇〇〇円
	平成二十六年度	四二六〇〇円
	平成二十五年度	一九〇〇〇円
	平成二十四年度	三九〇〇〇円
	平成二十三年度	六六〇〇〇円
	平成二十二年度	七、六〇〇円
	平成二一年度	七二〇〇〇円
	平成一三年度	六、〇〇〇円
	平成一四年度	四、六二〇円
	平成一五年度	一五、四〇〇円

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者である法人の破産手続廃止の決定又は債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関する権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

権利の放棄について

総務課
財産管理課
研究開発課
家庭課
職業能力開発課
経営革新課
都市計画課
住宅課
病院事業局
警察本部
教育委員会
警察本部
警察本部
警察本部

提案の要旨

税外債権の徵収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者である法人の破産手続既止の決定又は債務者の免責決定の確定等により今後徵収の見込みのない債権について、権利を放棄する。

二 放棄する権利の表示

区分	調定年度	債権額
県公舎賃付料	平成二十一年度	五、五六六円
業務委託契約の解除に伴う違約金	平成二十五年度	四、三〇一、九四六円
母子福祉資金貸付元利金	平成二十六年度	一、三七七、四八九円
	平成七年度	九、六〇〇円
	平成八年度	一五、一〇〇円
	平成九年度	一二、六〇〇円
	平成二二年度	九、六〇〇円
	平成二三年度	六四、七九五円
	平成一四年度	八二、五五三円
	平成一五年度	五四、七一四円
	平成二三年度	一四、七八〇円
	平成二十四年度	八一、二九〇円
	平成二十五年度	八八、六八〇円
	平成二六年度	二三、一七〇円
母子福祉資金貸付違約金	平成一〇年度	三〇八、一〇〇円

県立病院使用料及び手数料	平成二十三年度	六六、九八〇円
	平成二十二年度	七二四、三九〇円
	平成二〇年度	四四、二三〇円
	平成一九年度	一八、二八〇円
	平成一六年度	四〇、七七六円
	平成一三年度	四、八〇〇円
	平成一一年度	一、五〇〇円
	平成一〇年度	四四、七〇〇円
	平成九年度	一〇四〇、六六〇円
	平成六年度	一、三三七、九七〇円
県営住宅使用料	昭和六〇年度	八〇一、五八〇円
	昭和五九年度	一六七、〇五〇円
	昭和五八年度	五三、七六〇円
	昭和五七年度	四〇三、〇四〇円
	昭和五六年度	三九、一二〇円
	昭和五五年度	四七一、一一〇円
	昭和五四年度	三三四、九三三円
	昭和五三年度	一、四二一、〇〇〇円
	昭和五二年度	三五九、七〇〇円
	昭和五一年度	九〇〇円
中小企業近代化資金貸付違約金 実施設計委託業務の瑕疵による損 害金	平成一六年度	一〇〇円
	平成一三年度	四一、六〇〇円
	平成一一年度	
	平成九年度	
	昭和五四年度	
	昭和五五年度	
	昭和五六年度	
	昭和五七年度	
	昭和五八年度	
	昭和五九年度	

							平成二四年度		八四九、五六〇円
							平成二五年度		五一〇、七三四〇円
							平成二六年度		三、四六〇、九八〇円
							平成二七年度		七三〇、八四〇円
							平成二八年度		四四七、六五〇円
							平成二九年度		三二七、八四〇円
							平成二〇年度		一六五、一七〇円
							平成二一年度		七〇、〇三〇円
							平成二二年度		三四二、一二〇円
							平成二三年度		六三、九五〇円
							平成二四年度		一、二五八、三五〇円
							平成二五年度		八二、九二〇円
							平成二六年度		一六四、二八〇円
							平成二二年度		七二、〇〇〇円
							平成二三年度		七、六〇〇円
							平成二四年度		六、〇〇〇円
							平成二五年度		四、六二〇円
							平成二二年度		一五、四〇〇円
							平成二三年度		三九、〇〇〇円
							平成二四年度		一九、〇〇〇円
							平成二五年度		四一、〇〇〇円
							平成二二年度		七、〇〇〇円
高等学校授業料									
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金									

三 根拠法令

地方自治法

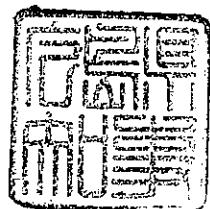
第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

平成 27 年 11 月 19 日

広島県教育委員会様

広島県知事



公の施設の指定管理者の指定について（照会）

別紙のとおり、広島県総合グランドの指定管理者を指定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第百三十五号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県総合グランドの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

平成二十七年十一月七日提出

広島県知事 湯崎典彦

- 一 公の施設の名称
広島県総合グランド
- 二 指定管理者となる団体の名称
鹿児島市宇宿二丁目一八番二七号
株式会社 セイカスポーツセンター
東京都新宿区市谷本村町二番一号
鹿島建物総合管理株式会社
広島市西区井口二丁目一六番一〇号
株式会社 西尾園芸
- 三 指定の期間
平成二十八年四月一日から
平成三十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県総合グランの指定管理者を指定することについて、地方自治法第1144条の第一第六項の規定により、県議会の議決を求める。

(県第百三十五号議案)

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会)

一 提案の要旨

広島県総合グランドの指定管理者を指定する。

二 指定の内容

1 公の施設の名称

広島県総合グランド

2 指定管理者となる団体の名称

鹿児島市宇宿二丁目一八番二七号

株式会社 セイカスポーツセンター

東京都新宿区市谷本村町二番一号

鹿島建物総合管理株式会社

広島市西区井口二丁目一六番二〇号

株式会社 西尾園芸

3 指定の期間

平成二十八年四月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

三 根拠法令

県第百十四号議案説明書に同じ。